

大阪市地域福祉基本計画（素案）からの修正箇所一覧

資料3

計画案の項目	計画素案		計画案	
	頁	本文	本文	頁
第1章 計画の考え方				
1 計画策定の背景と趣旨	1	地域には、年齢や性別、障がいの有無や出身地など、さまざまな特性や背景を持つ人々が住み、それぞれ異なった世帯構成や生活環境の中で暮らしています。	地域には、年齢や性別、障がいの有無や出身地など、さまざまな特性や背景を持つ人々が住み、それぞれ異なった世帯構成や生活環境の中で暮らしています。	1
	2	また、令和2年には新型コロナウィルス感染症の流行が社会に非常に大きな影響を与えました。緊急事態宣言が発出されたことで、それまでの生活スタイルも大きく変化しました。対面でのコミュニケーションが基本となる地域福祉活動は大きな制約を受けることになりましたが、一方で、人と人が気にかけあう心や社会的なつながりの大切さが再確認されました。	また、令和2年には新型コロナウィルス感染症の流行が社会に非常に大きな影響を与えました。緊急事態宣言が発出されたことで、それまでの生活スタイルも大きく変化しました。対面でのコミュニケーションが基本となる地域福祉活動は大きな制約を受けることになりましたが、一方で、人と人が気にかけあう心関係性や社会的命とのつながりの大切さが再確認されました。	2
2 計画の位置づけ (3)区地域福祉計画等との関係	9	本計画は、地域福祉を推進するための中心的な計画である区地域福祉計画等を支援する基礎的な計画です。	本計画は、地域福祉を推進するための中心的な計画である区地域福祉計画等を支援する基礎的な計画です。 このような地域の実情に応じた取り組みを各区において一層進めることができるよう、本計画では市域で共通した取り組み等の基礎的な事項を内容としています。	9
(5) 社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係	16	行政計画である本計画は、地域福祉活動推進計画と理念・方向性を共有し、いわば車の両輪となって地域福祉を推進する計画です。	行政計画である本計画は、地域福祉活動推進計画と理念・方向性を共有し、いわば車の両輪となって地域福祉を推進する計画です。 大阪市と市社協は、地域福祉を推進していくにあたって相互に連携・協働しています。そのため、本計画と市社協の地域福祉活動推進計画も、策定にあたっては相互に理念・方向性を共有しながら進めていく必要があります。	16
4 圏域の考え方 (イメージ図)	18	小地域（概ね小学校区） 自治会・町内会がまとまり連合町会や地域（地区・校下）社会福祉協議会を構成し活動を行っている圏域	小地域（概ね小学校区） 自治会・町内会等がまとまり連合町会や地域（地区・校下）社会福祉協議会、地域活動協議会を構成し活動を行っている圏域	18

計画案の項目	計画素案		計画案	
	頁	本文	本文	頁
○各圏域における主な組織や活動の状況等	19	<p>【小地域】…概ね小学校区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町会の連合体（以下「連合町会」という。）が組織され、定期的な交流が行われる。 ・民生委員・児童委員の地区協議会や地域（地区・校下）社会福祉協議会（以下「地域社協」という。）などが、長年継続して活動している。 ・老人クラブや子ども会、ボランティアグループなどが活動している。 ・各小学校で生涯学習ルーム、学校体育施設開放事業などが実施され、PTAやはぐみネット（小学校区教育協議会）が組織されている。 	<p>【小地域】…概ね小学校区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町会の連合体（以下「連合町会」という。）が組織され、定期的な交流が行われる。 ・民生委員・児童委員の地区協議会や地域（地区・校下）社会福祉協議会（以下「地域社協」という。）などが、長年継続して活動している。 ・人権啓発推進員や青少年指導員・青少年福祉委員協議会などが活動している。 ・老人クラブや子ども会、ボランティアグループなどが活動している。 ・各小学校で生涯学習ルーム、学校体育施設開放事業などが実施され、PTAやはぐみネット（小学校区教育協議会）、学校協議会が組織されている。 	19
5 計画の推進・評価の体制	20	<p>「評価（Check）」については、公募による市民委員や関係機関・団体の代表者等の参加による「大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」（以下「専門分科会」という。）において、計画推進状況の評価を行います。</p> <p>「改善（Action）」については、専門分科会のもとに設置している「地域福祉基本計画策定・推進部会」において、評価に基づく改善方策の検討を行います。</p>	<p>「評価（Check）」については、公募による市民委員や関係機関・団体の代表者等の参加による「大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」（以下「専門分科会」という。）の、「改善（Action）」については、専門分科会のもとに設置している「地域福祉基本計画策定・推進部会」の意見をそれぞれ聴きながら、計画推進状況の評価や、評価に基づく改善方法の検討を行ってまいります。</p>	20
第2章 地域福祉を取り巻く現状				
(3)地域における団体等の活動の状況	38 -44	<p>① 民生委員・児童委員活動の内容別相談・支援件数</p> <p>② 地域活動協議会の状況</p> <p>③ 社会福祉協議会の状況</p> <p>④ 社会福祉施設の公益的な取り組みの状況</p> <p>⑤ 老人クラブ数と会員数の推移</p> <p>⑥ ボランティア登録者数の推移</p> <p>⑦ 大阪市における特定非営利活動（NPO）法人の活動内容</p> <p>⑧ 共同募金実績額の状況</p>	<p>① 社会福祉協議会の状況</p> <p>② 共同募金実績額の状況</p> <p>③ 民生委員・児童委員活動の内容別相談・支援件数</p> <p>④ 社会福祉施設の公益的な取り組みの状況</p> <p>⑤ 地域活動協議会の状況</p> <p>⑥ 老人クラブ数と会員数の推移</p> <p>⑦ ボランティア登録者数の推移</p> <p>⑧ 大阪市における特定非営利活動（NPO）法人の活動内容</p>	38 -44
(4)地域における社会問題の状況 【成年後見制度の状況】	—	<p>【項目追加】</p>	<p>大阪市における成年後見制度利用に関する家庭裁判所への申立件数の推移を見ると、年々増加しており、令和元年では、1,081件となっています。内訳としては、後見開始の申立が最も多く、令和元年では、全体の74.2%を占めています。</p> <p>また、身寄りがなく申立をする人がいないなど、本人の福祉を図るために特に必要があると認められる場合に大阪市長が行う「市長申立」の件数も、近年徐々に増加しており、令和元年では、236件となっています。</p> <p>【グラフ】 大阪市域における申立件数</p>	50

計画案の項目	計画素案		計画案	
	頁	本文		本文
2 地域福祉にかかる法・制度の動向 (1)地域共生社会の実現 ① 国の動向について (イ)生活困窮者自立支援制度	53	<p>令和2年4月には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、特に住居確保給付金の対象者の拡充や、受給期間中の求職活動要件の大幅な緩和が実施されました。</p> <p>しかし、急激に相談者が増加する中、第2のセーフティネットとしての役割と、一人ひとりに寄り添った丁寧な「伴走型」支援を両立させる必要があり、こうした状況下において、新しい生活様式に合った支援のあり方を検討していくことが必要となっています。</p>	<p>令和2年4月には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、特に住居確保給付金の対象者の拡充や、受給期間中の求職活動要件の大幅な緩和が実施されました。</p> <p><u>しかし、この拡充等に伴い</u>、急激に相談者が増加する中、第2のセーフティネットとしての役割と、一人ひとりに寄り添った丁寧な「伴走型」支援を両立させる<u>必要があり、こうした状況下において、という難しい対応が求められています。また、併せて「新しい生活様式」に合った対応した</u>支援のあり方を検討していくことが必要となっています。</p>	53
(ウ)「地域共生社会」の実現に向けて	56	<p>【本文追加】</p> <p>平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」ことが示されました。</p>	<p>「平成27年9月に厚生労働省のプロジェクトチームにより報告された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」において、高齢者に対する地域包括ケアシステムや生活困窮者に対する自立支援制度といった包括的な支援システムを制度ごとではなく地域に暮らす住民に広げていく新しい地域包括支援体制の構築を進めていくこと、そしてその構築のプロセスを経て、誰もが支え、支えられるという共生型の地域社会を再生・創造していく」ということが示されました。</p> <p>その後、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」ことが示されました。</p>	56
② 国の動向を踏まえた大阪市の方針 <地域課題の解決力の強化> ○ 大阪市の方針	58	・民生委員・児童委員、市民後見人など地域生活を支える人材の活動の促進、育成を進めます。	・民生委員・児童委員、市民後見人など地域生活を支える人材の増やしていくための取り組みや、活動の促進や、育成を進めます。	59

計画案の項目	計画素案		計画案	
	頁	本文		本文
3 各区の取り組み状況 (1)取り組み状況について イ 現在の取り組み状況 【区地域福祉計画等の策定状況】	66 -67	<p>大阪市では、大阪市地域福祉基本計画と24区の地域福祉計画が一体となって、社会福祉法が規定する地域福祉計画を形成しています。</p> <p>区地域福祉計画は、各区・各地域の実情を踏まえて策定されていますが、令和2年度時点の状況は次のとおりです。</p> <p>① 計画期間の状況 3年～10年（平均4.5年） ※計画期間を定めず、年次または隨時改訂を実施している場合があります。</p> <p>② 地域課題の状況 少子高齢化の進行と退職年齢の上昇等により退職年齢の上昇等により、多くの区で地域活動に携わる方の減少が深刻な状態にあります。 一方で、市内中心部の区では、ファミリー向けマンションの増加により、子育て世帯の流入が続いており、急増する子育て支援ニーズ等への対応や、地域活動への理解・参画の啓発等が課題となっています。 また、外国籍住民の増加により、既存の地域コミュニティとの融合が課題となっている地域を抱えた区もあります。</p> <p>③ 小地域計画の策定状況 地域課題の解決には、関係者が合意のうえ取り組みを進めることが重要となりますので、各区では地域ごとに、社会福祉施設や専門職、企業、N P Oなど幅広い関係者が参画する座談会等の開催を支援するなどして、活動計画や行動計画を策定しています。また、区地域福祉計画の中に、地域ごとの課題と取り組みを記載している場合もあります。 小地域福祉計画については、策定中の区が多く、今後の課題となっていますが、各区の地域福祉計画では、基本理念や地域づくりの考え方を関係者間でイメージしやすくするため、“居場所と持ち場”等のスローガンや、シンプルな行動テーマを設定するなど工夫を凝らしています。</p>	<p>大阪市では、大阪市地域福祉基本計画と24区の地域福祉計画が一体となって、社会福祉法が規定する地域福祉計画を形成しています。</p> <p>各区の地域福祉計画では、基本理念や地域づくりの考え方を関係者間でイメージしやすくするため、“居場所と持ち場”等のスローガンや、シンプルな行動テーマを設定するなど工夫を凝らしています。</p> <p>区地域福祉計画は、各区・各地域の実情を踏まえて策定されていますが、令和2年度時点の状況は次のとおりです。</p> <p>① 計画期間の状況 3年～10年（平均4.5年） ※計画期間を定めず、年次または随时改訂を実施している場合があります。</p> <p>② 地域課題の状況 少子高齢化の進行と地域における人間関係の希薄化や退職年齢の上昇等により退職年齢の上昇等により、多くの区で地域活動に携わる方の減少が深刻な状態にあります。 一方で、市内中心部の区では、ファミリー向けマンションの増加により、子育て世帯の流入が続いており、急増する子育て支援ニーズ等への対応や、地域活動への理解・参画の啓発等が課題となっています。 また、外国籍住民外国につながる市民の増加により、既存の地域コミュニティとの融合が課題となっている地域を抱えた区もあります。</p> <p>③ 小地域計画の策定状況 地域課題の解決には、関係者が合意のうえ取り組みを進めることが重要となりますので、各区では地域ごとに、小地域の単位でも、社会福祉協議会の支援等により、社会福祉施設や専門職、企業、N P Oなど幅広い関係者が参画する座談会等の開催を支援するなどして、小地域福祉活動計画や行動計画を策定しています。また、区地域福祉計画の中に、地域ごとの課題と取り組みを記載して盛り込んでいる場合もあります。 小地域福祉単位の計画については策定中、どのような形式にせよ未策定の区が多く、今後の課題となっていますが、各区の地域福祉計画では、基本理念や地域づくりの考え方を関係者間でイメージしやすくするため、“居場所と持ち場”等のスローガンや、シンプルな行動テーマを設定するなど工夫を凝らしています。</p>	67 -68

計画案の項目	計画素案		計画案	
	頁	本文	本文	頁
(2)課題と今後の方針性	70	本計画は、本市の地域福祉を推進するうえでの基本理念や市域全体で実施すべき基礎的な取り組み等を示し、各区の地域福祉計画等を支援するものであることから、住民に身近な区で地域福祉に関わる職員にも本計画の基本理念等の共有を一層図り、各区においてそれぞれ地域福祉に関する取り組みの検討や計画策定等を円滑に進めることができるよう取り組みます。	本計画は、本市の地域福祉を推進するうえでの基本理念や市域全体で実施すべき基礎的な取り組み等を示し、各区の地域福祉計画等を支援するものであることから、住民に身近な区で地域福祉に関わる職員にも本計画の基本理念等の共有を一層図り、各区においてそれぞれ地域福祉に関する取り組みの検討や計画策定等を円滑に進めることができるよう取り組みます。 本計画は、本市の地域福祉を推進する上での基本理念等を示し、各区の地域福祉計画等を支援するための計画です。各区において、区の実情に応じた地域福祉に関する取り組みの検討や計画策定等が円滑に進められるよう、研修等を通じ、各区職員にも本計画の基本理念等の共有を一層図ってまいります。	71
第1期計画「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況 (1)相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備 ①要援護者の発見と地域における見守り体制の強化 ア「見守り相談室」を中心とした地域における見守り体制の強化	73	・要援護者名簿を活用した見守り活動の推進に向けて、市内全333地域に対し、要援護者名簿の提供を達成しました。	・要援護者名簿を活用した見守り活動の推進に向けて、市内全333地域に対し、要援護者名簿の提供を達成しました。	72
(2)福祉人材の育成・確保 ③行政職員の専門性の向上 ア 専門性の高い職員の確保	75	高い専門性を有する福祉職員を確保・育成するため、福祉施設等の従事経験のある社会人の採用や、福祉職員を対象とした研修など、複合的な観点から人材育成策に取り組みました。	高い専門性を有する福祉職員を確保・育成するため、福祉施設等の従事経験のある社会人の採用や、福祉職員を対象とした研修など、複合的な観点から人材育成策に取り組みました。 中長期的な人事マネジメントを見据えたバランスのよい大卒・社会人の採用や福祉職員を対象とした研修に取り組むとともに、これまで以上にきめ細かな人材育成を推進していくために大阪市「福祉職員」人材育成基本方針を新たに策定しました。	74

計画案の項目	計画素案		計画案	
	頁	本文		本文
【コラム】 新型コロナウイルス感染症と地域 福祉活動	71	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民生活は大きく変わりました。大阪府では令和2年4月上旬に緊急事態宣言が発出され、外出の自粛、イベントの開催自粛、そして人との接触を減らすことが要請されました。その後、5月下旬に緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き、感染予防に留意した生活を送ることが求められています。</p> <p>この感染症の影響により、人が集い、ふれあう、対面でのコミュニケーションが基本となる地域福祉活動は大きな制約を受けることとなりました。また、だれもが経験したことのない状況で先の見通しが立たず、対策を話し合うための集まりすら難しい状況が続きました。</p> <p>今後、このような新たな活動の形が増えことで、柔軟に活動が継続されることに期待されるところですが、対面で話すことや、皆で集まることの価値は決して変わるものではありません。人ととの身体的な距離を保つことが求められるときこそ、改めて、人と人が気にかけあう心や、社会的なつながりをつくることの大切さを再確認できる機会でもあります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民生活は大きく変わりました。大阪府では令和2年4月上旬及び令和3年1月に緊急事態宣言が発出され、外出の自粛、イベントの開催自粛、そして人との接触を減らすことが要請されました。その後、5月下旬に緊急事態宣言は解除されました。が、引き続き、感染予防に留意した生活を送ることが求められています。</p> <p>この感染症の影響により、人が集い、ふれあう、対面でのコミュニケーションが基本となる地域福祉活動は大きな制約を受けることとなりました。また、だれもが経験したことのない状況で先の見通しが立たず、対策を話し合うための集まりすら難しい状況が続きました。</p> <p>今後、このような新たな活動の形が増えことで、柔軟に活動が継続されることに期待されるところですが、対面で話すことや、皆で集まることの価値は決して変わるものではありません。人ととの身体的な距離を保つことが求められるときこそ、改めて、人と人が気にかけあう心関係性や、社会的なつながりをつくることの大切さを再確認できる機会でもあります。</p>	77
第3章 計画の基本理念と基本目標				
2 基本理念の考え方 (1)人権尊重の視点	79	<p>すべての人は、人間としての尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、人権という基本的な権利を生まれながらにしています。しかしながら、現実には、同和問題（部落差別）や外国籍住民外国につながる市民、高齢者、障がい者、子ども、女性に関するさまざまな人権課題について解決しなければならない状況にあります。</p> <p>また、ホームレスやHIV感染者、難病患者、ハンセン病回復者、性的少数者（LGBTなど）、犯罪被害者、刑を終えて出所した人などに対する偏見や排除等、さまざまな課題が発生しています。</p> <p>そのような中、平成28年には、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務などが規定された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されるなど、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、一層の取り組みが求められています。</p> <p>特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、男女共同参画や当事者参加の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。</p>	<p>すべての人は、人間としての尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、人権という基本的な権利を生まれながらにしています。しかしながら、現実には、同和問題（部落差別）や外国籍住民外国につながる市民、高齢者、障がい者、子ども、女性に関するさまざまな人権課題について解決しなければならない状況にあります。</p> <p>また、ホームレスやHIV感染者、難病患者、ハンセン病回復者、性的少数者（LGBTなど）、犯罪被害者、刑を終えて出所した人などに対する偏見や排除等、さまざまな課題が発生しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行に際しては、感染された方や医療従事者等に対する誹謗中傷やインターネット上への心ない書き込みが見受けられます。</p> <p>そのような中、平成28年には、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務などが規定された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されるなど、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、一層の取り組みが求められています。</p> <p>国際的にも、国連が採択したSDGsにおいて、『国内の不平等を是正する』『ジェンダー平等の達成』などが目標として掲げられているところです。</p> <p>特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、男女共同参画や当事者参加の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。</p>	80

計画案の項目	計画素案		計画案	
	頁	本文	本文	頁
3 計画の基本目標 【基本目標1】 気にかける・つながる・支え合う地域づくり	84	地域には、高齢者、障がい者、子ども、外国籍住民といった世代や背景が異なる人々が暮らしていますが、「毎朝、あいさつしていたご近所の高齢者を、最近見かけなくなったので気がかりである」とか、「隣の家で、子どもを怒鳴る親の声が何日も繰り返されており、虐待が心配される」などは、身近な地域に暮らすもの同士が、お互いがつながり、存在を認め合えるからこそ気づく日々の変化です。	地域には、高齢者、障がい者、子ども、 <u>外国籍住民外国につながる市民</u> といった世代や背景が異なる人々が暮らしていますが、「毎朝、あいさつしていたご近所の高齢者を、最近見かけなくなったので気がかりである」とか、「隣の家で、子どもを怒鳴る親の声が何日も繰り返されており、虐待が心配される」などは、身近な地域に暮らすもの同士が、お互いがつながり、存在を認め合えるからこそ気づく日々の変化です。	85
【基本目標2】 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり	84	だれでも、いつでも、なんでも言える相談支援体制づくり	だれでも <u>一</u> いつでも <u>一</u> なんでも言える相談支援体制づくり	85
5 計画の指標 1-3 災害時等における要援護者への支援	87	災害時など緊急時に「近所の人・地域の人」に協力を求めることができる障がい者（児）の割合	<u>家族や親族を除き</u> 、災害時など緊急時に <u>近所の人・地域の人</u> に協力を求めるができる <u>人がいない</u> 障がい者（児）の割合	88
(第3章 計画の基本理念と基本目標) 基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり				
1 住民主体の地域課題の解決力強化 【現状と課題】 (2)地域福祉活動への参加の促進	89	加えて、これまで支援を受ける側と考えられがちであった高齢者や外国籍住民、障がい者、子育て世代などが、支援する側として、可能な範囲で地域福祉活動に参加していくことも重要です。元気な高齢者が支援する側として活動することは、高齢者自身の生きがいづくりや居場所づくり、介護予防にもつながります。 外国籍住民の地域福祉活動への参加は、外国籍住民が言語や文化の違い等から孤立してしまうことを防ぐためにも、他の住民にとって多様性の学びの機会としても有効であると考えられます。また、自分の子どもと一緒に参加する機会の多い子育て世代が地域福祉活動を行うことにより、次世代への継承が期待できます。 そのため、高齢者や外国籍住民、障がい者、子育て世代が、これまでの知識や経験を活かして、地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりや、子どもと共に活動に参加できる環境を整えることが必要です。	加えて、これまで支援を受ける側と考えられがちであった高齢者や <u>外国籍住民外国につながる市民</u> 、障がい者、子育て世代などが、支援する側として、可能な範囲で地域福祉活動に参加していくことも重要です。元気な高齢者が支援する側として活動することは、高齢者自身の生きがいづくりや居場所づくり、介護予防にもつながります。 <u>外国籍住民外国につながる市民</u> の地域福祉活動への参加は、 <u>外国籍住民外国につながる市民</u> が言語や文化の違い等から孤立してしまうことを防ぐためにも、他の住民にとって多様性の学びの機会としても有効であると考えられます。また、自分の子どもと一緒に参加する機会の多い子育て世代が地域福祉活動を行うことにより、次世代への継承が期待できます。 そのため、高齢者や <u>外国籍住民外国につながる市民</u> 、障がい者、子育て世代が、これまでの知識や経験を活かして、地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりや、子どもと共に活動に参加できる環境を整えることが必要です。	91
(4)専門職による地域福祉活動への支援について	91	住民主体の地域福祉活動を推進していくためには、福祉専門職による支援が必要となります。	住民主体の地域福祉活動を推進していくためには、福祉専門職による支援 <u>や福祉専門職との連携</u> が必要となります。	92

計画案の項目	計画素案		計画案	
	頁	本文	本文	頁
【主な取り組み】 ICTを活用したきっかけづくりや情報提供	92	<ul style="list-style-type: none"> ・市や関係団体のホームページに、ふれあい喫茶、子育てサロン、高齢者食事サービス等、地域の活動主体が実施している取り組みを掲載し、だれもが気軽に参加できる場への参加を呼びかけます。 ・SNSなどのICTを活用して、さまざまな地域福祉活動にかかる情報を発信します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市や関係団体のホームページに、ふれあい喫茶、子育てサロン、高齢者食事サービス等、地域の活動主体が実施している取り組みを掲載し、だれもが気軽に参加できる場への参加を呼びかけます。 -SNSなどのICTを活用して、さまざまな地域福祉活動にかかる情報を発信します。 ・ICTを活用した新たなつながりづくりに係る情報やSNSの活用例など様々な情報を発信します。 	93
大阪市空き家等対策計画に基づく取り組みの推進	97	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉や子育て、地域活性化等の視点を踏まえた地域の場づくりの促進、支援の検討を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉や子育て、地域活性化等の視点を踏まえた地域の場づくりの促進、支援の検討を行います。 	98
3 災害時等における要援護者への支援 【現状と課題】 (1)災害時における要援護者への支援	99	<p>地域においては、高齢者や障がい者、乳幼児を抱える家族、外国籍住民等を含めすべての住民が、被災時に適切な支援を受けられるよう、区役所を中心に地域の自主防災組織と連携し、災害時避難所への誘導や福祉避難所への搬送等の防災訓練を実施することが必要です。</p> <p>また、大阪府北部地震の際に明らかとなった避難行動要支援者の安否確認の重要性を踏まえ、地域において理解の浸透を図るとともに、その手段や手順を確立することが求められます。</p> <p>さらに、防災訓練には、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者と地域住民が共に参加して、お互いに存在を知り理解を深め、地域で災害に備えることが重要です。</p>	<p>地域においては、高齢者や障がい者、乳幼児を抱える家族、外国籍住民外国につながる市民等を含めすべての住民が、被災時に適切な支援を受けられるよう、区役所を中心に地域の自主防災組織と連携し、災害時避難所への誘導や福祉避難所への搬送等の防災訓練を実施することが必要です。</p> <p>また、大阪府北部地震の際に明らかとなった避難行動要支援者の安否確認の重要性を踏まえ、地域において理解の浸透を図るとともに、その手段や手順を確立することが求められます。</p> <p>さらに、防災訓練には、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者と地域住民が共に参加して、お互いに存在を知り理解を深め、地域で災害に備えることが重要です。</p> <p>あわせて、新型コロナウイルス感染症の流行により、災害時避難所の定員や運営等の見直しや、要援護者への支援策の検討が必要となっています。</p>	100
(2)災害時に備えた地域におけるつながりづくり 【取り組みの方向性】	100	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災組織により、避難行動要支援者への対応を的確に行うことができるよう、地域福祉の取り組みと自主防災の取り組みの一体的な推進を図ります。 <p>【項目追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式の実践が求められる中、人と人とのつながりや地域福祉の取り組みが途切れないと支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災組織により、避難行動要支援者への対応を的確に行うことができるよう、地域福祉の取り組みと自主防災の取り組みの一体的な推進を図ります。 ・個別計画策定の際には、行政や地域に加え福祉専門職の参画を得るなど、地域における避難行動要支援者が適切な避難支援を受けられるよう、福祉部局と防災部局が連携して取り組みを行います。 ・新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式の実践が求められる中、人と人とのつながりや地域福祉の取り組みが途切れないと支援します。 	101

計画案の項目	計画素案		計画案	
	頁	本文	本文	頁
【主な取り組み】 災害時に支援が必要な人の把握と避難支援のしくみづくり	101	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織による支援の取り組みにつなげるため、避難行動要支援者名簿を作成し、地域の関係者へ提供します。 ・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業を通じて、平時の見守りから、顔の見える関係づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織による支援の取り組みにつなげるため、避難行動要支援者名簿を作成し、地域の関係者へ提供します。提供された名簿を基に、行政、地域、福祉専門職等が連携して個別計画の作成を進めるなど、地域での避難支援のしくみづくりに取り組みます。 ・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業を通じて、平時の見守りから、顔の見える関係づくりを推進します。 	102
災害時の的確な情報伝達のしくみづくり	101	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、緊急速報メール、Twitter、LINE、yahoo!防災速報アプリや、おおさか防災ネットの防災情報メールによる情報伝達など、ICTを活用した緊急災害情報を発信します。 ・また、外国籍住民への取り組みとして、大阪市ホームページに、多言語で大阪市の防災の取り組み概要の情報提供を行うとともに、災害発生時には、防災行政無線（日英中韓）、Twitter（日英中韓）、災害多言語支援センターホームページ（日英中韓）、や防災情報メール（日英）により速やかに情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、緊急速報メール、Twitter、LINE、yahoo!防災速報アプリや、おおさか防災ネットの防災情報メールによる情報伝達など、ICTを活用した緊急災害情報を発信します。 ・また、外国籍住民外国につながる市民への取り組みとして、大阪市ホームページに、多言語で大阪市の防災の取り組み概要の情報提供を行うとともに、災害発生時には、防災行政無線（日英中韓）、Twitter（日英中韓）、災害多言語支援センターホームページ（日英中韓）、や防災情報メール（日英）により速やかに情報提供を行います。 	102
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地域福祉活動の継続等に係る支援	—	【項目追加】	<p>・コロナウイルス感染症の影響下での地域福祉活動の継続や新しい取り組みの実践に関し、区社協や市社協におけるノウハウの共有等の取り組みが進むよう支援します。</p> <p>・市ホームページにおいて、市社協等の取りまとめた資料等を掲載し、地域福祉活動を推進します。</p>	103
(第3章 計画の基本理念と基本目標) 基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり				
1 相談支援体制の充実 【主な取り組み】 窓口業務におけるICTの活用	108	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市こころを結ぶ手話言語条例（平成28年1月施行）及び手話に関する施策の推進方針（平成29年3月策定）を踏まえた取り組みの一つとして、区役所窓口におけるタブレット端末を用いた遠隔手話通訳を行っています。 ・また、城東区役所においては、「すべての人と共生するまちづくり」の一環として、タブレット端末を用いた多言語（手話、英語、中国語、韓国・朝鮮語）の通訳サービスの提供も行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市こころを結ぶ手話言語条例（平成28年1月施行）及び手話に関する施策の推進方針（平成29年3月策定）を踏まえた取り組みの一つとして、区役所窓口におけるタブレット端末を用いた遠隔手話通訳を行っています。 ・また、城東区役所においては、「すべての人と共生するまちづくり」の一環として、タブレット端末を用いた多言語（手話、英語、中国語、韓国・朝鮮語）の通訳サービスの提供も行っています。 	109

計画案の項目	計画素案		計画案
	頁	本文	
2 地域における見守り活動の充実	111	そのような課題への対応のひとつとして、平成27年4月より実施している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（以下「見守りNW事業」という。）においては、①「要援護者情報」の地域との共有、②孤立世帯等への福祉専門職の対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見に向けた取り組み等により、社会的孤立の防止や日頃の見守り活動の活発化に努め、地域住民の顔の見える関係づくりを進めています。	そのような課題への対応のひとつとして、平成27年4月より実施している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（以下「見守りNW事業」という。）においては、① 「要援護者情報」の地域との共有地域の見守り活動への支援 、②孤立世帯等への 福祉専門職の専門的対応 、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見に向けた取り組み等により、社会的孤立の防止や日頃の見守り活動の活発化に努め、地域住民の顔の見える関係づくりを進めています。
民生委員・児童委員による見守り活動等	112	<ul style="list-style-type: none"> ・援助を必要とする人に、その人の能力に応じて、自立した日常生活を営んでいただくことができるよう、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行います。 ・地域の児童や妊産婦の方の福祉の増進を図るため、その生活・環境把握に努めるとともに、見守りが必要な児童・家庭への援助を行います。 ・委員のなり手不足、委員の高齢化による活動の負担感が増えており、参加しやすく活動しやすい環境づくりを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・援助を必要とする人に、その人の能力に応じて、自立した日常生活を営んでいただくことができるよう、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行います。 ・地域の児童や妊産婦の方の福祉の増進を図るため、その生活・環境把握に努めるとともに、見守りが必要な児童・家庭への援助を行います。 +委員のなり手不足、委員の高齢化による活動の負担感が増えており、参加しやすく活動しやすい環境づくりを行います。
民生委員・児童委員活動への支援	112	【項目追加】	<ul style="list-style-type: none"> +委員のなり手不足、委員の高齢化による活動の負担感が増えており、参加しやすく活動しやすい環境づくりを行います。
子どものための「見守り防犯カメラ設置事業 【項目削除】	112	・これまでの設置個所に比べ手薄感の見られる通学路や公園等への防犯カメラ増設を重点的に行います。	+これまでの設置個所に比べ手薄感の見られる通学路や公園等への防犯カメラ増設を重点的に行います。
3 権利擁護支援体制の強化 (2)成年後見制度等の利用促進	113	平成28年5月に施行された促進法では、個々の基本的人権が保障され、自己決定が尊重され、財産管理のみならず、身の保護が適切に行われることを重視した、制度・運用をめざすこととされており、地域における具体的な取り組みについて、市町村計画として策定することが規定されています。	平成28年5月に施行された促進法では、個々の基本的人権が保障され、自己決定が尊重され、財産管理のみならず、身の保護が適切に行われることを重視した、制度・運用をめざすこととされており、 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるしくみの構築など 、地域における具体的な取り組みについて、市町村計画として策定することが規定されています。
福祉サービスの適切な情報提供	115	・障がい者や高齢者、妊産婦、子育て中の親子、外国籍住民の人など、福祉サービスが必要な人々が、介護予防、認知症予防、生活習慣病予防、消費者被害、子育てに関する情報などの必要な情報を得やすいような情報提供を推進します。	・障がい者や高齢者、妊産婦、子育て中の親子、 外国籍住民の人外国につながる市民 など、福祉サービスが必要な人々が、介護予防、認知症予防、生活習慣病予防、消費者被害、子育てに関する情報などの必要な情報を得やすいような情報提供を推進します。

計画案の項目	計画素案		計画案	
	頁	本文	本文	頁
第4章 各区に共通する課題等への具体的な取り組み				
1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備 1-1 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実 (1)現状と課題	118	<p>「総合的な相談支援体制の充実事業」では、既存のしきみでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実を図っています。</p> <p>また、これらの取り組みを進めるにあたっては、さまざまな福祉施策に関する知識や相談支援のノウハウ等を備えることが必要となることから、専門家等（スーパーバイザー）を派遣し、相談支援機関や区の職員等に対する助言等を行っています。</p>	<p>「総合的な相談支援体制の充実事業」では、既存のしきみでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実を図っています。</p> <p>また、これらの取り組みを進めるにあたっては、<u>さまざまな福祉施策に関する知識や相談支援のノウハウ等を備えることが必要となることから、専門家等（スーパーバイザー）を派遣し、相談支援機関や区の職員等に対する助言等を行っています。区役所内の分野横断的な連携を進めていくことや、関係機関等を調整する役割の区職員については福祉施策に関する幅広い知識や調整力等のスキルアップが必要となります。</u></p>	119
(2)取り組み目標	120	<p>専門的な相談支援機関がそれぞれの分野を超えて連携するしくみづくりを行うとともに、地域の見守り活動と連携した支援体制の充実に向けて取り組みを進めます。</p> <p>① 支援をコーディネートするためのしくみづくり 分野ごとの相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた人に対して、区保健福祉センターが中心となって、適切にアセスメントを行い、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートするしくみづくりを行います。</p> <p>② 相談支援を行う機関や人を支えるしくみづくり 区保健福祉センターや相談支援機関が連携して、複合的な課題を抱えた人に対し、的確に支援を行っていくことができるよう、必要な助言等が得られるしくみづくりを行います。</p> <p>③ 地域における見守り活動と連携するしくみづくり 複合的な課題を抱え、自ら助けを求めることができない人が、必要な支援を受けながら地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動と連携するしくみづくりを行います。</p>	<p>専門的な相談支援機関がそれぞれの分野を超えて連携するしくみづくりを行うの充実を図るとともに、地域の見守り活動と連携した支援体制の充実に向けて取り組みを進めます。</p> <p>① 支援をコーディネートするためのしくみづくり 分野ごとの相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた人に対して、区保健福祉センターが中心となって、適切にアセスメントを行い、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートするしくみづくりを行います。</p> <p>② 相談支援を行う機関や人を支えるしくみづくり 区保健福祉センターや相談支援機関が連携して、複合的な課題を抱えた人に対し、的確に支援を行っていくことができるよう、必要な助言等が得られるしくみづくりを行います。<u>また、区保健福祉センターや相談支援機関等がスキルアップできるよう、スーパーバイザーによる助言や研修等ができるしくみを引き続き実施します。</u></p> <p>③ 地域における見守り活動と連携するしくみづくり 複合的な課題を抱え、自ら助けを求めることができない人が、必要な支援を受けながら地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動との連携するしくみづくりを行いますを進めます。</p>	121

計画案の項目	計画素案		計画案	
	頁	本文	本文	頁
1-2 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化 (1)現状と課題 ① 地域への「要援護者名簿」の提供と地域の見守り活動への支援	120 -121	<p>「要援護者名簿」は、対象となる要援護者ご本人に対して、地域への個人情報の提供に関する同意確認をしたうえで作成しています。同意確認は、同意書の郵送や訪問による説明等により行っていますが、この個別訪問の際に、支援が必要な状況にある世帯を見つけることが多くあったことから、平成30年度からは、同意確認のための訪問を福祉専門職のCSWが行う体制を整備しており、生活や心身の状況の把握等を通して、必要に応じて支援につなげることができるよう、取り組みを強化しています。</p> <p>また、作成した名簿は、地域においていかに活用されるかが重要です。そのため、地域が要支援者の情報を把握し、日頃の見守り活動等を通じて、顔の見える関係づくりを行うことの重要性を地域に理解していただけるよう取り組みを進めてきました。結果、令和元年度末には、市内の全333地域へ名簿提供を行うことができ、約8万2千人分の要援護者情報が地域で把握されることになりました。</p> <p>地域における見守り活動については、活動者が課題や悩みを持ちよる場や意見交換の場を設けることなどにより、活動の活性化につながるよう支援を行ってきました。また、それぞれの活動について発表する場などを設けることによりモチベーション向上に取り組んでいる地域もあります。</p> <p>このような日頃からの見守り活動は、平成30年6月の大坂北部地震の際、地域において自主的に、気になる方などへの安否確認が行われるなどの行動につながっており、日頃からの住民同士の関係づくりが、いざという時の対応にもつながることが再認識できました。</p> <p>地域の見守り活動は、個別に自宅訪問するものや、いきいき百歳体操や趣味等の活動を地域住民が集って行う「集いの場」などを活用するものなど、さまざまな手法で行われています。また、複数の団体により見守りが行われる地域も増えてきており、今後、さまざまな団体やその活動の連携を進めていくこと等により、さらに地域における住民同士のつながりの輪も広げていく視点も重要な要素となります。</p> <p>また、見守り活動の継続や拡大に向けては、新たな人材の発掘も重要です。活動に参加することが負担とならないよう、相互に支え合うしくみづくりなどを通じて、地域の活動に参加しやすい工夫を行っていく必要があります。</p>	<p>・「要援護者名簿」の提供</p> <p>【本文修正なし】</p> <p>・見守り活動への支援</p> <p>【本文修正なし】</p>	121 -122
② 孤立世帯等への専門的支援対応	121	(修正なし)	(修正なし)	122
(2)取り組み目標 ① 地域における見守り活動の活性化にかかる支援	123	個別訪問や集いの場など、さまざまな手法による見守り活動を重層的に組み合わせることにより、さらにきめ細かい見守りを行うことができるよう、地域資源の開発等に取り組む生活支援コーディネーター等との連携強化を図るとともに、見守り活動を行う団体間の相互連携を支援します。	個別訪問や集いの場など、さまざまな手法による見守り活動を重層的に組み合わせることにより、さらにきめ細かい見守りを行うことができるよう、地域資源の把握、開発等に取り組む生活支援コーディネーター等との連携強化を図るとともに、見守りを行っている対象者や活動内容の情報共有のしくみづくり等、見守り活動を行う団体間の相互連携を支援します。	124

計画案の項目	計画素案		計画案	
	頁	本文	本文	頁
2 福祉人材の育成・確保 2-1 地域福祉活動への参加促進 (2)取り組み目標 ② 福祉に関する広報啓発	127	<p>・小学生向け福祉読本「ふだんのくらしを しあわせに」については、引き続き配付を行い、小学生の福祉の理解促進に取り組みます。また、区社協において実施している車いす体験等の福祉教育等とも連携し、机上学習だけでなく、体験型学習を合わせて行えるよう工夫を行う等、より効果的な活用につながるよう取り組みを進めます。</p>	<p>・小学生向け福祉読本「ふだんのくらしを しあわせに」については、引き続き配付を行い、小学生の福祉の理解促進に取り組みます。また、区社協において実施している車いす体験等の福祉教育等とも連携し、机上学習だけでなく、体験型学習を合わせて行えるよう工夫を行う等、より効果的な活用につながるよう取り組みを進めます。机上学習だけでなく、障がい当事者や福祉施設等との交流等の機会を設けるとともに、区社協が地域の実情等に応じ実施する車いす体験、地域行事へのボランティア参加などの体験型学習と合わせ、福祉を身近に感じることができる機会となるよう取り組みます。</p>	128
2-3 行政職員の専門性の向上 (2)取り組み目標	130	<p>分野横断的な知識、技術等を備え、関係機関との緊密な連携のもと、市民ニーズを的確に把握し対応することができる職員を育成し、もって福祉行政の推進を図るため、次の取り組みを進めます。</p> <p>とりわけ、福祉行政を牽引する役割を担う福祉職員に対しては、専門的な知識、技術等の習得に関する研修を実施するなど、より高度な専門性の確保に向けた取り組みを進めます。</p>	<p>分野横断的な知識、技術等を備え、関係機関との緊密な連携のもと、市民ニーズを的確に把握し対応することができる職員を育成し、もって福祉行政の推進を図るため、次の取り組みを進めます。</p> <p>とりわけ、福祉行政を牽引する役割を担う福祉職員に対しては、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針（令和2年10月策定）に基づき、専門的な知識、技術等の習得に関する研修を実施するなど、より高度な専門性の確保に向けた取り組みを進めます。</p>	131
3 権利擁護の取り組みの充実 3-1 虐待防止に向けた地域連携の推進 (2)取り組み目標 ② ネットワークの構築	132	<p>・児童虐待</p> <p>要保護児童の早期発見や適切な保護・支援を図るために要保護児童対策地域協議会において、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する人、その他関係者が、児童虐待に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応します。</p>	<p>・児童虐待</p> <p>要保護児童の早期発見や適切な保護・支援を図るために要保護児童対策地域協議会において、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する人、その他関係者が、児童虐待に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応します。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会での支援対象児童となる前の段階で、『こどもサポートネット』や地域でのさまざまな支援活動等により虐待の未然防止につなげます。</p>	133
3-2 成年後見制度の利用促進 (1)現状と課題	134	<p>大阪市では、後見センターを中核機関として広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能を充実し、国計画の目標の一つである「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」のためのしくみづくりを進めます。</p>	<p>大阪市では、後見センターを中核機関として広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能を充実し、市内のどの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、国計画の目標の一つである「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」のためのしくみづくりを進めます。</p>	135
(2)取り組み目標	134	<p>成年後見制度の利用促進のために、平成30年度から3か年の予定で「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めています。後見センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを整備します。</p> <p>また、今後、権利擁護支援を必要とする人がますます増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援の強化などに取り組みます。</p>	<p>成年後見制度の利用促進のために、平成30年度から3か年の予定で「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めていました。後見センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを引き続き整備します。</p> <p>また、今後、権利擁護支援を必要とする人がますます増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援の強化などに取り組みます。</p>	135

計画案の項目	計画素案		計画案	
	頁	本文	本文	頁
① 地域連携ネットワーク構築の推進	134	<p>平成30年度以降、後見センターを地域連携ネットワークの中核機関として、法律・福祉の専門職団体や関係機関による「協議会」を運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するとともに、専門職団体、家庭裁判所等関係機関と連携協力し、制度の利用促進に努めます。</p>	<p>平成30年度以降、後見センターを地域連携ネットワークの中核機関として、法律・福祉の専門職団体や関係機関による「協議会」を運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するとともに、専門職団体、家庭裁判所等関係機関と連携協力し、制度の利用促進に努めます。</p> <p>平成30年度以降、計画的に整備してきた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が円滑に機能するよう、引き続き、専門職団体、家庭裁判所等関係機関と連携協力し、成年後見制度の利用促進や後見人支援の取り組みを進めます。また、相談支援機関職員に対する継続的な研修の実施等、相談機能の充実に努めます。</p>	135
② 成年後見制度の普及啓発の推進	135	<p>本人の意思決定を支援しながら、生活の質の向上のために財産を積極的に利用することも成年後見制度で実現できることであり、制度利用のメリットもあります。また、判断能力の低下の比較的早い段階から制度を利用し、保佐人・補助人が人生の伴走者として本人の心身の状況変化に寄り添いながら、自分らしい生活を実現するという制度利用の方法もあります。</p> <p>さらに、近年、社会問題化している消費者被害から、判断能力が低下した人を守ることにもなります。</p> <p>普及啓発にあたっては、成年後見制度の理念はもとより、制度内容について、丁寧な説明に努めます。</p> <p>また、自分自身で成年後見制度の利用を決定し、申し立てを行う「本人申立」を推進することは制度理念の実現のために不可欠であり、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を促進します。</p>	<p>本人の意思決定を支援しながら、生活の質の向上のために財産を積極的に利用することも成年後見制度で実現できることであり、制度利用のメリットもあります。<u>さらに、近年、社会問題化している消費者被害から、判断能力が低下した人を守ることにもなります。</u>また、判断能力の低下の比較的早い段階から制度を利用し、保佐人・補助人が人生の伴走者として本人の心身の状況変化に寄り添いながら、自分らしい生活を実現するという制度利用の方法もあります。</p> <p><u>さらに、近年、社会問題化している消費者被害から、判断能力が低下した人を守ることにもなります。</u></p> <p><u>普及啓発にあたっては、成年後見制度の理念はもとより、制度内容について、丁寧な説明に努めます。</u></p> <p><u>また、自分自身で成年後見制度の利用を決定し、申し立てを行う「本人申立」を推進することは制度理念の実現のために不可欠であり、そのため、引き続き、効果的な広報手法等を検討し、本人や支援者が成年後見制度の内容やメリットを理解して、必要な支援を受けることができるよう、わかりやすい説明に努めます。また、制度の普及啓発を通じて、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を促進します。</u></p>	136
資料編				
【用語説明】 外国籍住民 外国につながる市民	140	<p>大阪市では、施策・事業等の対象として考える場合には、国籍が外国籍である人々だけでなく、外国にルーツを持つ人々を総称して「外国籍住民」としています。</p> <p>なお、住民基本台帳法では、日本の国籍を有しない者のうち市町村の区域内に住所を有する者を「外国人住民」としていることから、本計画においても統計等に基づき説明する際は、「外国人住民」としています。</p>	<p>大阪市では、<u>施策・事業等の対象として考える場合には、国籍が外国籍である人々だけでなく、外国にルーツを持つ人々を総称して「外国籍住民」としています。</u></p> <p>なお、<u>住民基本台帳法では、日本の国籍を有しない者のうち市町村の区域内に住所を有する者を「外国人住民」としていることから、本計画においても統計等に基づき説明する際は、「外国人住民」としています。</u><u>住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあがてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「外国につながる市民」「外国につながる児童・生徒」という呼称を使用しています。</u></p>	142